

大分県安心院町のグリーン・ツーリズムの発展とその継続への課題

3 回生 杉村亮輔

I. はじめに

近年の観光においては観光ニーズの多様化により従来のような物見遊山的な観光旅行のマスツーリズムから「ゆとり」や「やすらぎ」を求める体験・交流型の観光への注目が集まっている。その中でも近年は特に地域固有の資源を新たに活用するグリーンツーリズムに注目が集まっている。近年ではその注目度から研究題材として取り上げられることも多く、青木(2004)はグリーン・ツーリズムの基本理念とその展開について研究しており。深町ら(2007)は村づくりとして取り組まれたグリーン・ツーリズムの発展のプロセスとその効果を研究している。また八木(2009)はドイツの事例を基に我が国におけるグリーン・ツーリズムの課題を研究している。

グリーンツーリズムとは「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動であり、それを通じて、農村で生活する人も農村を訪ねる人も「最高のクオリティライフ」を享受できるものでなければならない。」と1992年の農林水産省グリーンツーリズム研究会中間報告において農林水産省は定義している。また、「グリーン・ツーリズムとは、緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ”新しい旅のカタチ”です。市町村にある資源を最大限に活用し、こころのふれあい等、人と人との交流も大切なポイントです。また訪れる側である都市住民にとっては、農山漁村の生活・文化を味わい理解を深められることでしょう。」(都市農山漁村交流活性化機構 HP より)とされ、グリーンツーリズムは都市と農村の交流を活性化させ、地域に人を呼び込みことで経済的にも人的にも地域に様々な利益をもたらす地域の魅力の再発見、活性化につながると期待されている。またグリーンツーリズムは「人の優しさ」や「暖かさ」を感じることができる観光の一種であり人々に感動を与えることのできる感動産業である。本稿では全国的なグリーンツーリズムの先駆けであり“心のせんたく”をスローガンとした活動を行い、その先進地として知られている大分県宇佐市安心院町のグリーンツーリズムについてその活動への取り組みと今後のグリーンツーリズムを継続していくうえでの課題を考察する。

II. 安心院町におけるグリーンツーリズムの誕生

1) 安心院町の概要

旧大分県安心院町は大分県の北西部から中央部にかけての中山間地域に位置し、2005年3月31日に大分県宇佐市及び宇佐郡院内町と合併し現在は大分県宇佐市安心院町となっている。安心院町は人口7,140人(2011年)、面積は147.17k㎡で北西部には安心院盆地と呼ばれる盆地が存在し観光協会のパンフレットによれば小説家の司馬遼太郎が友人の中沢とおるに送った手紙の中で「盆地の景色としては日本一」と絶賛したと言われている。また

安心院の盆地は昼と夜の寒暖の差が激しく年平均で最低気温と最高気温の差は約 11℃程ありぶどう栽培に適した気候であるとされている。同町の基幹産業は農業であり、農業従事者数は 3,147 人(2011 年)と安心院地区の多くの人々が農業と密接に関連している。ぶどう栽培は 1960 年代後半以降に始まった国営総合開発パイロット事業によって樹園地の造営がなされ農協、町、県による産地指導の下で「西日本一のぶどう団地」をスローガンに行われた産地育成によって県を代表するぶどうの一大生産地となった(宇佐市観光協会資料)。しかしながらその一方で人口の過疎化、高齢化の進行も進んでおり人口は 1956 年には 16,421 人であったが 2011 年時点ではその半分以下に減少し 65 歳以上の高齢化人口は 2,946 人と人口の 41%となっている。

表 1. 安心院町におけるグリーンツーリズムへの取り組みに関する歴史

		グリーンツーリズム関連	法令関連	安心院町関連
1992年	5月	「安心院アグツーリズム研究会」発足		
1996年	3月	「安心院町グリーンツーリズム研究会」に改称、再発足		
	9月	実験的農泊挙行(8戸)		
	11月	第一回ヨーロッパ研修		
1997年	3月			安心院町議会が「グリーンツーリズム推進宣言」議決
	11月			安心院町グリーンツーリズム推進協議会発足
2000年	4月		国の地方分権一括法にて旅館業法、食品衛生法が県の管轄になる	
	6月	大分県グリーンツーリズム推進協議会発足		
	10月	大分商業高校が本格的な体験学習の先駆となる		
2001年	4月	安心院町が商工観光課内にグリーンツーリズム推進係を設置		
2002年	3月		大分県生活環境部より旅館業法、食品衛生法が緩和 「3.28グリーンツーリズム通知」が出される	
	4月	大分県グリーンツーリズム研究会発足		
2003年	4月		厚生労働省令による簡易宿所延べ床面積33㎡以上廃止	
2004年	3月	大分県グリーンツーリズム研究会NPO法人認可		
	11月	安心院町グリーンツーリズム研究会NPO法人認可		
2005年	3月			安心院町が宇佐市、院内町と合併、新宇佐市誕生
	4月	大分・安心院グリーンツーリズム実践大学開校		
	5月	財団法人日本修学旅行協会と安心院グリーンツーリズム研究会 窓口業務委託提携		
2006年	3月			宇佐市議会においてグリーンツーリズム宣言議決
	12月			宇佐市ツーリズム協議会設立
2008年				ワイン特区に選ばれる
	7月	子供農村交流プログラム開始		
2011年	2月		厚生労働省より教育旅行において生活体験費であれば許可必要なしとする通知が出る	
2012年	2月	IL0132号条約批准を目指し、パカンス法シンポジウムが開催される		

(NPO 法人安心院町グリーンツーリズム研究会提供資料より筆者が作成)

2) 安心院町でのグリーンツーリズムの誕生と発展

表 1 は安心院のグリーンツーリズムへの取り組みについて関連した事柄をまとめた年表である。安心院におけるグリーンツーリズムへの取り組みは人口の減少、高齢化と密接に関連しているといっても過言ではない。安心院における基幹産業である農業の担い手の減少により今までの生産農業だけでは立ち行かなくなる恐れがありそれに危機感を抱いたぶどう農家を中心とした 8 人によって 1992 年に「アグリツーリズム研究会」が発足された。同研究会ではまず観光農園や産直への取り組みを研究する勉強会を月に一回開いていた。しかしその過程で農家のみによる「アグリツーリズム」では農村の社会的、経済的な自立

とそれを目指した活動に限界があり、ツーリズムの問題に対しては農家だけではなく職業、年齢、性別を超え地域全体での連携が必要であると考えられ 1996 年に「安心院町グリーンツーリズム研究会」と呼称をかえ非農家を含む 30 名程で再発足された。

研究会では同年 8 月にワイン祭りを開催した際に 8 戸の家で試験的に農泊を行い、12 月にはドイツにグリーンツーリズムを学ぶための研修へと行っている。八木(2009)によればドイツはグリーンツーリズムにおいて先進国であり、農泊は農家の副業であるとみなされており、税金を課さないなど農業を守るためにグリーンツーリズムは当たり前と考えられている。研究会ではドイツのグリーンツーリズムの姿を目標としており会員の会費を持ち寄って積み立金にする無尽講方式を用いて現在も定期的にヨーロッパへと視察研修を実施している。

またドイツのようなグリーンツーリズムを目指すためには行政側の協力も不可欠であった。1996 年には農水省の指定を受け「モデル整備構想策定事業」に着手し、安心院におけるグリーンツーリズム推進構造の大枠を策定している。同時期には町議会においても「グリーンツーリズム特別委員会」を設置し今後の展開方法が検討された。この民間から始まった運動を行政が支援するという形となり 1997 年 3 月には全国に先駆けて安心院町議会は「グリーンツーリズム推進宣言」を議決している。これはグリーンツーリズムを町の重要な政策と位置づけ、地域が一体となり長期的に取り組むことを宣言したものである。さらに同年 10 月には行政を事務局とした「安心院町グリーンツーリズム推進協議会」が設立され、町民意識の向上、研究会への支援、各種関連施策の調整活動等を行うことを決定した。

また安心院町は 2001 年に行政の機構としては全国初である「グリーンツーリズム推進係」を商工観光課内に設置し、民間への支援を行政がより強固に行うことができる体制を作り上げている。またその後も 2002 年には安心院町が中心となり県内のグリーンツーリズムをまとめる「大分県グリーンツーリズム研究会」を発足させ、県レベルの活動も行い。研究会においても「大分・安心院グリーンツーリズム実践大学」という講座をグリーンツーリズムの担い手育成と、地域へのグリーンツーリズムの普及を目的に設立している。現在では安心院のグリーンツーリズムは農泊利用者だけでも年間約 7000 人近くをようする安心院における観光の目玉であり一大産業となっている。このように安心院町におけるグリーンツーリズムは民間と行政が一体となり協働でまちづくりを行ったことで発展を遂げており特に民間主導の数少ない成功事例として全国的にも高い評価を得ている。

Ⅲ. 安心院方式と呼ばれる農泊方式の広がり

1) 安心院における「会員制農泊」

安心院のグリーンツーリズムを考えるにあたって特筆する点は「会員制農泊」である。農泊はごく普通の民家の空いた部屋に宿泊し、農村の生活そのものを体験するシステムとなっているが、農家が宿泊場所や食事を宿泊客に提供する場合旅館業法や食品衛生法の適用範囲内となり認可を受けるためには多額の設備投資と厳格な審査を必要としていた。そ

のため安心院ではこれを避けるために「会員制」の農泊方式を採用した。これは不特定多数を相手にし「宿泊料」を取る従来の宿泊業と異なり、特定の人物を宿泊させることで謝礼として「農村文化体験料」を受け取るという方式である。つまりこれは不特定の「他人」を宿泊させるのではなく特定の人物いふなれば「知り合い」を宿泊させるので問題ないということである。安心院では農泊をするとメンバーカードを貰うことができ、「1回泊まれば遠い親戚、10回泊まれば本当の親戚」という仕組みとなっている。この方法では新たな改築を必要とせず経済的な負担がなく農泊を行うことができ、そのことが新規の参入のしやすさや「心の安らぎ」をもたらすおもてなしを支えることとなった。

2) 「会員制農泊」の問題点と規制緩和への取り組み

しかしこの会員制農泊では旅館業法、食品衛生法などの規制を回避できるという法的根拠が明確ではなく法律違反となる可能性があった。そのため研究会、町は法規制の緩和を目指し、県に対して強く働き掛けることとなった。大分県側も安心院町内で実施されている農村民泊に関して調査を実施し感動を与える産業としてのグリーンツーリズムの素晴らしさを高く評価した。その後県は2002年3月28日に県内各保健所あての生活環境部長通知によって全国初の画期的なグリーンツーリズムに対する規制緩和を行った。(図2、3)

この規制緩和では旅館業法においては民泊を行う家を実態を踏まえたうえで簡易宿所分類とすることで営業許可を得たうえでの営業を認可する形となっており、食品衛生法では宿泊客が農家と一緒に調理、飲食するのであれば新規に調理場を作る必要はなく営業許可も不要であるとしている(表2)。この通知によって公式に農泊を始める際に多額の資金投資は不要となりこの安心院発の「大分方式」と言われる方法は全国に大きく知れ渡ることとなった。県、町、研究会の働きかけによって2003年4月1日に国は民泊の規制緩和を盛り込んだ旅館業法施行規則を改正することとなった(図4)。この官民共同の地道な取り組みにより「大分方式」は全国的にスタンダードな方式となり、日本のグリーンツーリズムに大きな影響を与えたといえる。

表 2. 農泊における旅館業法、食品営業法の取扱いの変化

	2002年以前	2002年以後
旅館業法	○ホテル:主として洋室の施設で10室以上、1客室床面積9㎡以上 ○旅館:主として和室で客室5室以上、1客室面積7㎡以上 ○簡易宿所:客室の延床面積は、33㎡以上 ※1958 の厚生省通知により、通年的に宿泊客を受け入れる場合はホテル、旅館の施設基準を満たすことが必要	グリーンツーリズムの実態を踏まえ、簡易宿所の営業許可対象
食品衛生法	宿泊客に飲食物を提供する場合は 1.客専用の調理場などの施設基準(条例)をクリア 2.飲食店(旅館)営業の許可申請を保健所へ ↓ 営業許可取得後、営業開始	グリーン・ツーリズムで、宿泊客が農家と一緒に調理、飲食する体験型であれば客専用の調理場及び営業許可は不要

(グリーンツーリズムにおける農家等宿泊に係る旅館業法及び食品衛生法上の取扱いについて (2002年3月28日付け生衛第3018号生活環境部長通知) より作成)

3) 全国的な規制緩和と「大分方式」の広がりへの課題

「大分方式」と言われる農泊方式は2003年に国の規制緩和を引き起こしたが、その後全国的にこの方式が広がっているとは言えない。「大分方式」を基本とする簡易宿所の営業許可を得て民泊を行う方式を採用している県は大分県と静岡県(ただし一軒のみ)であり、他県では宿泊費としてではなく交流体験費として料金を貰う方式で民泊を行う県が13県にのぼる。例えばこの方式を採用している鹿児島県では、一般の客を宿泊させる場合では許可を取って営業する必要があるが修学旅行生を農村体験のために宿泊させる場合では営業許可を取る必要がない。つまり修学旅行生のみを止めるのであれば営業許可を得ずに民泊を行うことができるのである。これは表1の年表にあるように2011年2月に厚生労働省から教育旅行であれば簡易宿所の営業許可を必要としない通知が発令されたことに起因すると考えられる。その他の県においてもこの「大分方式」の普及率が低いのは県によって建築基準法や消防法、食品衛生法の施行条例が異なるためであり、「大分方式」は全国基準ではあるが旅館業法の改正だけでは十分に全国に広がっていないのが現状といえる。町及び研究会はこの現状に対して大分県でできたことは他県でもできるはずであると全国に規制緩和を広めようとしている。

IV. 教育への活用と産業としてのグリーンツーリズム

1) グリーンツーリズムの教育的活用

2000年より安心院町では「農村民泊」による教育旅行、修学旅行の受け入れを行っている。ここでは全員に同じ体験をさせるのではなく少人数ごとに子供たちを農村民泊として受け入れ家族の一員として過ごし共に農業・農村体験、地元の食材を使った料理体験をさせる。子供たちは短い時間ではあるが受入家庭の家族と一緒に過ごすことで人の優しさや家庭の暖かさ、そして日常生活とは異なる非日常体験である「農村」の生活を体験するこ

とで農村に対する新たな認識を学ぶことができる。この新しい形の体験学習は(図 1)を参照すると 2000 年の開始以降徐々にその体験する人数を増やし現在では農泊利用者のほとんどを占めている。また(表 1)と(図 1)を参照すると年表上の大きな出来事とその数の変化に影響していると考えられる。

まず 2000 年の開始以降 2 年は 2003 年の国の旅館業法規則の規制緩和後からその数が大きく伸び始める、しかしこの時期はまだ客層のほとんどは一般層であった。しかし 2005 年 5 月に(財)日本修学旅行協会と安心院町グリーンツーリズム研究会が窓口業務委託提携をして以降客層は逆転している。これは(財)日本修学旅行協会との提携により九州近郊の学校のみならず全国の学校と修学旅行先としての関係を構築することができるようになったことが大きいと考えられる。

また 2007 年から 2008 年にかけても大きな伸びが見られるがこれは 2008 年 7 月に子供農村交流プログラムが始まったことと関係していると考えられる。このように、現在の安心院のグリーンツーリズムは感動産業としてのグリーンツーリズムとして都会の普通の生活では体験できないことを子供たちに体験させ様々なこと学んでもらう教育的な側面が強くなっている。

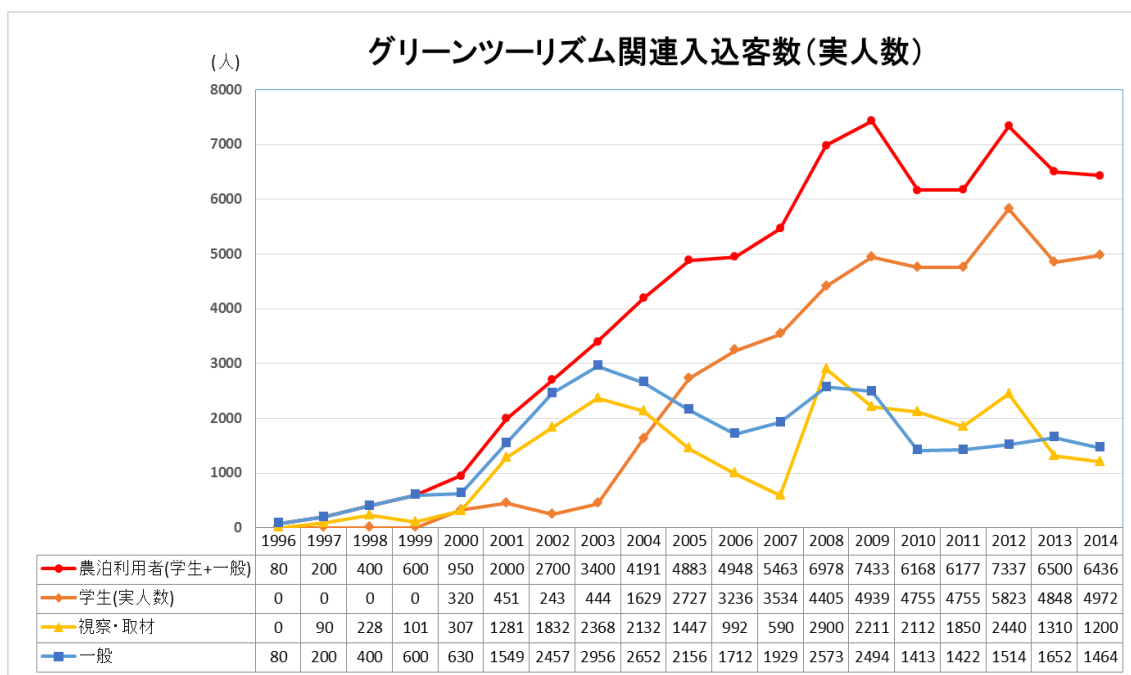


図 1 グリーンツーリズム関連入込客数実績の推移
(宇佐市役所安心院支所提供資料より作成)

2) 受入家庭の増加と農村民泊の在り方

教育旅行での利用者が増加する一方で農泊を受け入れる家庭の数も増加している。図 2~4 は宇佐市役所安心院支所の資料を基に 2002 年から 2005 年そして 2015 年の安心院内にお

ける簡易宿所を地図化したものである。斜線で囲った地区は役場などの施設が集まった安心院地域の中心地区であり、その他にも町内の宿泊施設及び観光農園の分布を地図化した。残念ながら詳しい所在地が分からず一部記載できなかった簡易宿所もあるが大まかには以下のとおりである。2002年時の簡易宿所は14件であったが2005年には26件に増加している。これは同時期に教育旅行の本格的な受け入れが始まったことに関係していると考えられる。2015年時点では町の南部でも簡易宿所が広がり安心院町全体に農泊を始める動きが広がっていることがうかがえる。ここに含まれるうち常に宿泊を受け入れている簡易宿所は現在約20件程で多くは教育旅行などのイベントの時のみ受け入れを行っている簡易宿所が多いのも特徴である。

しかし参入する簡易宿所が増えるその一方で農村民泊であるグリーンツーリズムの在り方を考える必要があるように考えられる。当初少数の農家の人々を中心に始まった安心院のグリーンツーリズムは「ありのまま」「農村の人々の生活」をそのまま体験することができた。しかし今日では元々農家でない人々も新規に参入するようになり農業体験において自然なありのままの体験をさせるのではなく作られた体験をさせる簡易宿所も増えてきているという話も聞いた。グリーンツーリズム研究会では現在も新規の受入家庭を募っており、教育旅行を受け入れる簡易宿所用に手引書を作成して「おもてなし」の徹底をしている。しかし「ありのまま」を体験することができる農泊がビジネスに傾倒することは本来の目的である地域の活性化、再興を考える上では大切なことであるかも知れないが一方でグリーンツーリズム、そして農村民泊の原点を考える必要があるのかもしれない。

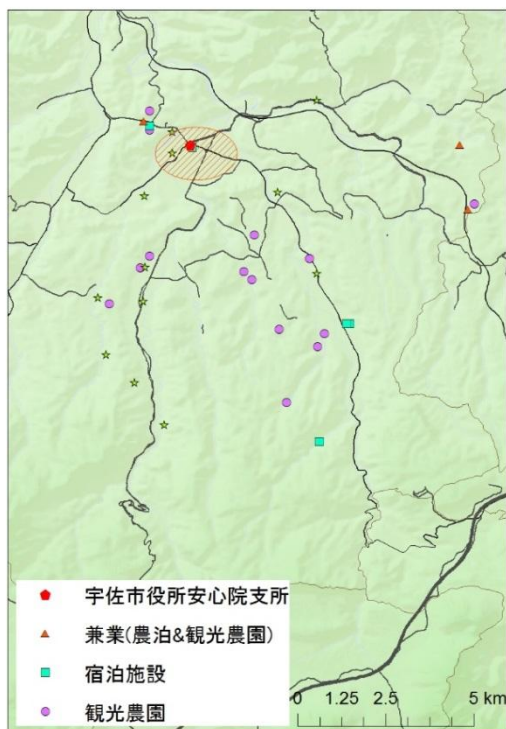


図 2. 2002 年時の簡易宿所営業許可取得分布

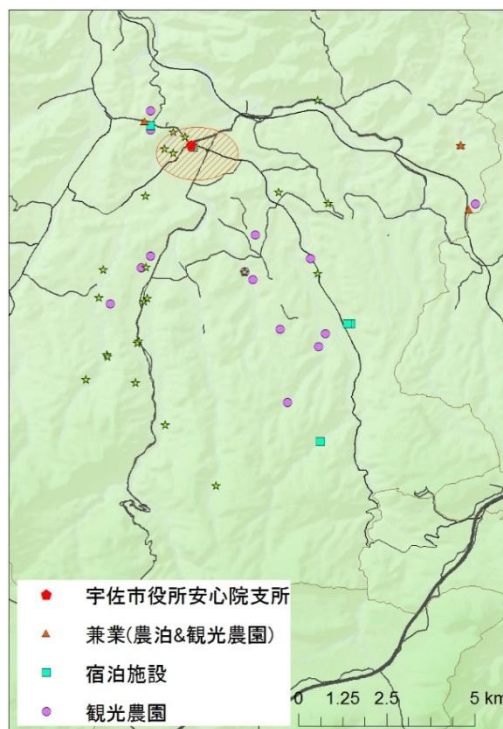


図 3. 2005 年時の簡易宿所営業許可取得分布

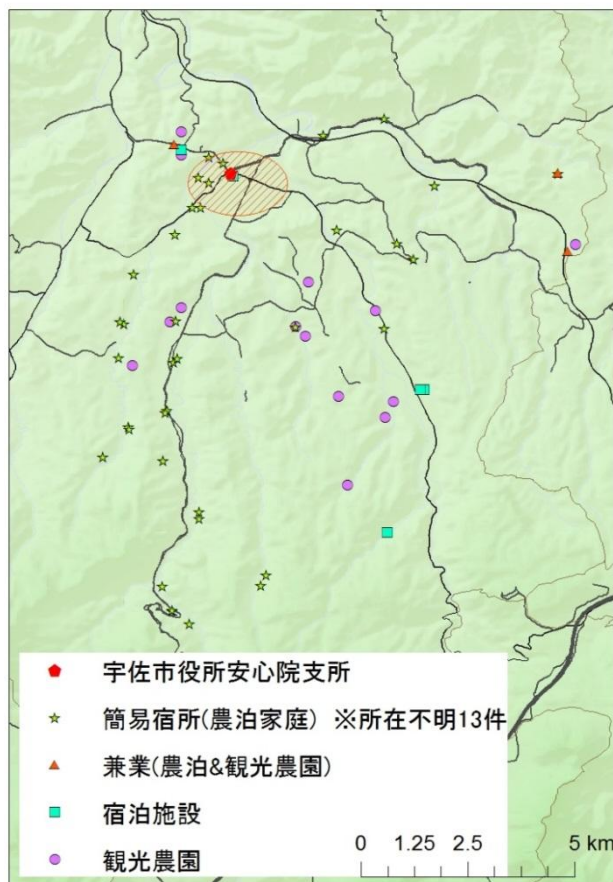


図 4. 2015 年時の簡易宿所営業許可取得分布

V おわりに

安心院におけるグリーンツーリズムの発展には町内の基幹産業である農業の衰退に危機を抱いた農家をはじめとする人々の取り組みと行政の協力による官民一体の相乗効果が大きな作用として機能した。元々は農家単体の取り組みとして始まった運動であったがいつしか活動は町全体に広がり地域おこしの活動となった。行政側もこのグリーンツーリズムの活動に賛同し協力した取り組みは県、国の制度を動かし「安心院方式」を全国基準の方式とすることに成功した。グリーンツーリズムは農業、観光だけでなく産業、文化、教育、環境を取り込んだ農村だからこそできる地域づくりの新たな手段であり、農村だからこそ持ちうる地域の魅力を再発見し誇りを取り戻すことができる新たな手段でもある。現在研究会では全国にさらにグリーンツーリズムを普及させ、農村を活性化させるためにバカンス法の制定を目指している。これは欧米のように働く人々に長期休暇を取らせることで地方へ長期滞在してもらう機会を設け地域のさらなる活性化を目指そうという考えである。

会長から聞いた話によると研究会としてはドイツのようなグリーン・ツーリズムの在り方を目指しており、これを最大の目標としているが、一方でドイツのやり方を模倣するの

ではなく日本の風土、気風に合ったグリーン・ツーリズムを維持していく必要があるようにも考えられる。ドイツのグリーン・ツーリズムはビジネスモデルとして完全に確立したものであり、そこには長期休暇が当たり前の前提としてあるドイツ人の気風が大きく関係しているように思える。日本でのバカンス法の制定は日本人の気風から考えるに前途には多くの困難が山積している、その現状を基にするならば日本の風土に合った「ありのままの体験」をすることができるグリーン・ツーリズムに関してもう一度検討する必要があるであろう。

-謝辞-

本稿を作成するに当たり、宇佐市役所安心院支所産業建設課グリーンツーリズム推進係の中山丈広氏、NPO 法人安心院町グリーンツーリズム研究会会長の宮田静一氏、事務局長の望月洋子氏、農泊部の中山ミヤ子氏には、お忙しい中にもかかわらず大変お世話になりました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

-参考文献-

- ・農林水産省 1992. グリーン・ツーリズム研究会中間報告
- ・青木辰司 2004. グリーン・ツーリズム実践の社会学
- ・八木邦広 2009. ドイツの農家民宿の取組事例から学ぶグリーン・ツーリズム 静岡県立大学グローバル地域センター情報誌「SR I」. 第 95 号
- ・深町拓司・松本康夫・大澤啓志・星野敏 2007. 安心院町のグリーンツーリズム活動に見る村づくりの経緯とその成立条件. 神戸大学大学院自然科学研究科紀要. B 25B, 121-128
- ・曾 宇良 2010. 安心院町におけるグリーンツーリズムの展開とその地域の意義に関する研究. 日本観光研究学会機関誌 vol.22 25-30
- ・NPO 法人安心院町グリーンツーリズム研究会 安心院方式農村民泊教育旅行手引書

- ・NPO 法人安心院グリーンツーリズム研究会 HP <http://www.ajimu-gt.jp/>